東京都千代田区飯田橋 4-7-6 6 階 キリスト教福音官教会

「異端・カルト 110 番」と題するウェブサイトに投稿された 当宣教会に関する 2020 年 10 月 8 日付記事に対する抗議声明

キリスト教福音宣教会(東京都千代田区飯田橋 4-7-66階)は、自称キリスト教異端・カルト情報サイト「異端・カルト 110番」と題するウェブサイト(以下、単に「異端・カルト 110番」という)に 2020年10月8日付で投稿された『キリスト教福音宣教会 聖地「月明洞」の薬水販売』と題する記事(以下「カルト 110番記事」という)に対して、以下のとおり抗議する。

- 1 カルト 110 番記事は、自ら述べるとおり、韓国語のウェブサイト「現代宗教」 1 に 2020 年 10 月 5 日付で投稿された記事 2 (以下「韓国語記事」という)を基に「日本読者向けに和訳、一部編集したもの」として作成されている。
- 2 韓国語記事の信ぴょう性についての議論はさておき、カルト 110 番記事には、韓国語記事のほとんどが和訳されて盛り込まれているにもかかわらず、ある特定の部分が敢えて和訳されていない。それは、韓国で行なわれている水の配給に関して『鄭明析氏が「一度汲みに来るのに(交通費が)5~6 万ウォンかかるけれど、(配送すれば) その必要がなくなるでしょう。それなら、彼らに教団で水を汲んでうまく配給してあげながら、皆さんが受け取って飲むなりすればいいと思います。」と述べた。』という内容である。

さらに、カルト 110 番記事では、この部分を和訳しないどころか、韓国語記事中『鄭明析氏が「教団から薬水について通知します。教団から配給してくれるようになる。それを分かって、全国でそのようにして下さい。」といい』という部分を、「鄭明析氏が『われわれ教団が薬水について案内すればもっと普及するだろう。』と語っている。」と、あたかも「薬水について世間に広告すればもっと(薬水の販売が)普及する」と鄭明析氏が述べたかのように、全く異なる趣旨の内容に編集されている。

3 カルト 110 番記事がこのように恣意的に編集されたのは、韓国語記事における鄭明析氏の発言が、カルト 110 番記事の主張にとって不都合な事実だからである。すなわち、カルト 110 番記事の中では、キリスト教福音宣教会が月明洞の薬水を販売するビジネスを始めたと盛んに主張されているが、実際には、韓国語記事の中でも「信徒たちに薬水を供給する新しい方法を定めた」と記載されているとおり、薬水を欲しいと望む信徒たちが高額な交通費をかけて月明洞まで来る必要がないように、薬水を配送する仕組みにしたというだけであって、1 万ウォン(日本円にして約 1000 円)はその運営のための実費(具体的にはポリ容器代、配送代および人件費)として回収されているにすぎないのである。

http://www.hdjongkyo.co.kr/main/index.html

² http://www.hdjongkyo.co.kr/news/view.html?section=22&category=1003&item=&no=17580

このように、カルト 110 番記事は、「日本読者向けに和訳、一部編集」と日本の読者が理解しやすいように趣旨を変えずに編集したかのように見せかけながら、自己の主張に信びょう性を持たせるために、韓国語記事に含まれるさまざまな内容からでさえ十分明らかな事実であっても不都合な事実はできるだけ隠し、和訳を歪めて、読者に曲解させている。さらに、カルト 110 番記事では、「薬水を分配して飲ませることも検討している模様だ。信者が購入することは確実だ。」などと、韓国語記事にも記載されていないにもかかわらず、自らの推測までも付け加えた全く異なる内容に恣意的に編集されていることも見て取れる。

- 4 付言すると、月明洞の薬水が貴重だというのは、周辺に比べて標高が高く湧水が出にくい土地 であるから湧水が貴重だという趣旨でもあるし、また、取水量を制限したというのは、もともと 湧水の水量が少なく、湧水を多く持って行ってしまうと、水が枯渇してしまうからにすぎない。
- 5 その他の翻訳についても同様に恣意的な和訳・編集の傾向が顕著に見られることからすれば、 カルト 110 番記事は、明らかにキリスト教福音宣教会の社会的評価を下げようとして恣意的に和 訳・編集されたものであり、当宣教会は「異端・カルト 110 番」に対し、断固としてここに抗議 し、直ちにカルト 110 番記事を削除するよう求める。
- 6 ところで、「異端・カルト 110 番」は現在、共同代表 3 名を有するが、創始者は張清益(チャン・チョンイク)氏である。張清益氏は、プロフィールにおいて「世界的な異端カルト問題の権威である陳用植牧師に師事」と述べており、この陳用植氏は、「異端・カルト 110 番」の特別顧問を務めているが、陳用植氏は、韓国の裁判所において「暴力行為等処罰に関する法律」違反の罪³や名誉棄損罪⁴などにより執行猶予付きの懲役刑や罰金刑を受けてきた前科があり(それに加えて、損害賠償を請求された民事裁判においてもこれまでに数度敗訴している)、さらには強制改宗ビジネスにより 10 億ウォン(日本円で約 1 億円)以上の収入を得ていたと報じられるなど、以前から人権を蹂躙してきた人物であると知られている。ましてや、陳用植氏は、韓国基督教総連合会 異端対策委員会の出身でありながら、その韓国基督教総連合会から 2012 年に異端と規定され、大韓イエス教長老会(合同)に対して罷免要求されたと報じられる人物である。

そのような人物を特別顧問に置き、かつそのような人物に師事する者によって創設され、運営されている「異端・カルト 110 番」に、果たして如何なる正統性が認められようか?なぜ「異端・カルト 110 番」は、自らの特別顧問が過去に刑事罰を受け、異端と規定されたことについて言及しないのか?それこそ、他者を批判することによって自らの正統性を訴え、自らの過去を隠し、それによってキリスト者たちを惑わしているのではないか?

7 ここに、<u>当宣教会は改めて、「異端・カルト 110 番」に対し、当宣教会に対する虚偽又は不正</u> 確な記事を掲載することにより当宣教会の社会的評価を低下させ、当宣教会の名誉を棄損する行 為を直ちに中止するよう、求める。

以上

³ 韓国大法院 2006 ド 5851

⁴ 韓国大法院 2001 ド 5694、韓国大法院 2008 ド 5347